

## 平成23年度 【大学振興会研究奨励補助】研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ タケダ カズオ  
氏名 武田 和夫

研究期間 平成23年度

研究課題名 学校法人の監事と会計監査人の連携のあり方

### 研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	武田 和夫	現代マネジメント学部	准教授
研究分担者			
研究分担者			

### 1. 本研究開始の背景や目的等 (200字～300字程度で記述)

学校法人の監査は、私立学校法に基づく監事による監査のほかに私立学校振興助成法により提出義務のある財務計算書類に関する会計監査人（公認会計士または監査法人）による監査、及び内部監査がある。前者2つは法令監査に、後者は任意監査に分類される。しかし法令監査にも関わらず、監事と会計監査人の連携については、私立学校法にも私立学校振興助成法にも定めがない。学校法人の監事は、必ずしも常勤である必要はないこと及び財産監査とともに業務監査を実施しなければならないことに鑑みると、学校法人においても、株式会社の監査役と会計監査人との関係のような連携を図ることが有用であるとの認識から本研究に取り組む。

### 2. 研究方法等 (300字程度で記述)

- ① 私立学校法及び私立学校振興助成法の制定趣旨、条文検討
- ② 文部科学省の各種「通知」の検討
- ③ 日本公認会計士協会等の研究成果の検討
- ④ その他文献研究

### 3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

本研究では、理事者確認書の意義を再検討することで学校法人のガバナンスを解明し、アカウンタビリティの解除を効率的かつ有効に行う手段としての監事及び会計監査人の連携を考究した。

私立学校法では毎会計年度終了後2月以内に理事会で財務書類等のいわゆる承認を行うこととされており、それまでに監事の監査報告も終了することとされる。一方、私立学校振興助成法に規定される計算書類は、理事会で財務書類がいわゆる承認された後に公認会計士又は監査法人の監査を経て3月以内に所轄庁に提出されることになっている。

こうした時間的推移を考慮するなら、理事者確認書は、内部監査及び監事監査を終えた後に作成されることとなる。このことは、学校法人のガバナンスが適切な状態にあつて内部統制が機能していないと理事者が確認書を提出できないことを意味する。

しかし、監事による会計監査と会計監査人による監査は、実務上、ほとんどの学校法人で同質の内容となっていることに鑑みれば、学校法人の財務書類の監査は重複していることになり、ガバナンスの仕組みが機能しない可能性が残る。また、監事の要件に学校法人の会計制度の関する知識の具備に係る規定がなく、監事に会計専門家が就任する事例が少ないことに鑑みれば、監事監査の有効性が相対的に低下している点是否めない。こうした状況を踏まえると、学校法人においても、株式会社(大会社)の監査制度と同様の監査役による会計監査人監査の相当性監査を導入し、監査役と会計監査人の密なる連携を図ることが有用であり、さらに論を進めるなら、監事による会計監査と会計監査人による監査の制度自体の統一も検討されてしかるべきではないかとの結論に達した。

### 4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

①監事監査	②会計監査人監査	③理事者確認書	④学校法人のガバナンス
⑤	⑥	⑦	⑧

**5. 研究成果及び今後の展望** (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著者名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。)

#### 【公開した研究成果】

(学会発表) 武田和夫「私立学校における監査体制のあり方」、日本会計研究学会(第70回大会)、2011年9月18日、久留米大学、〈単独報告〉。

#### 【公開予定の研究成果】

武田和夫「私立学校振興助成法に基づく監査人監査における理事者確認書の意義の再検討」『社会とマネジメント』、2012年、第9巻第2号、掲載頁未定。